

# 千葉県粒子状物質減少装置指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成14年千葉県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項に規定する粒子状物質減少装置の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 知事は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全部会（以下「部会」という。）において指定された粒子状物質減少装置（以下「九都県市指定粒子状物質減少装置」という。）であって当該粒子状物質減少装置を排出基準（条例第3条第1項に規定する排出基準をいう。以下同じ。）を超える量の粒子状物質を排出する特定自動車（条例第2条第2項に規定する特定自動車をいう。以下この条において同じ。）に装着した場合に当該特定自動車を排出基準に適合する特定自動車とみなすことができるものを、条例第6条第1項に規定する粒子状物質減少装置として指定することができる。

2 前項の指定に際して、知事は、指定する粒子状物質減少装置に適合する特定自動車、指定する粒子状物質減少装置の使用条件その他必要な条件（以下「指定条件等」という。）を付することができる。

3 知事は、第1項の規定により粒子状物質減少装置を指定したときは、指定した粒子状物質減少装置の名称、知事が指定した粒子状物質減少装置を製造する者及び販売するもの並びに指定条件等を告示するとともに、その旨を指定した粒子状物質減少装置を製造する者及び販売する者に対して通知しなければならない。

(指定の変更)

第3条 知事は、部会において九都県市指定粒子状物質減少装置の一部若しくは全部についてその指定条件等が変更されたとき、又は九都県市指定粒子状物質減少装置の指定の追加があったときは、知事が指定した粒子状物質減少装置について検討を加え、必要に応じ、粒子状物質減少装置の一部若しくは全部について指定条件等を変更し、又は粒子状物質減少装置の指定の追加をすることができる。この場合において、指定条件等を変更した粒子状物質減少装置の取扱いについては、必要な経過措置を設けることができる。

2 前条第3項の規定は、粒子状物質減少装置の指定条件等の変更及び粒子状物質減少装置の指定の追加について準用する。

(指定の取消し)

第4条 知事は、部会において九都県市指定粒子状物質減少装置の一部又は全部についてその指定が取り消されたときは、知事が指定した粒子状物質減少装置について検討を加え、必要に応じ、粒子状物質減少装置の一部又は全部について知事が行った指定を取り消すことができる。この場合において、取り消された粒子状物質減少装置の取扱いについては、必要な経過措置を設けることができる。

2 第2条第3項の規定は、粒子状物質減少装置の指定の取消しについて準用する。

附 則

この要綱は、平成14年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。